

須高地域における 平成24年度 在宅医療連携拠点事業報告

平成25年2月2日(土)

平成24年度在宅医療連携拠点事業
北陸・長野ブロック活動発表会資料

須坂



長野県 須坂市健康づくり課
地域医療福祉ネットワーク推進室
室長 樽井寛美

須高地域保健・医療・福祉ネットワークにおける、広域的な課題解決の取り組み

1 須坂市・小布施町・高山村の位置



	人 口	世帯数
須坂市	52,591人	19,239世帯
小布施町	11,412人	3,715世帯
高山村	7,571人	2,386世帯
合 計	71,574人	25,340世帯

平成24年10月現在

	高齢化率
須坂市	26.6%
小布施町	27.7%
高山村	26.3%

平成23年12月末現在

I はじめに

須高地域は域内の医師会及び歯科医師会・薬剤師会等の団体の協力体制がしっかりしている基盤がある。

須坂市・小布施町・高山村の三市町村は地域を包括的に捉え共通課題解決に取り組むことにより、将来に向けた安心・安全を繋げる体制を構築するために、平成22年4月に「地域医療福祉ネットワーク推進室」を共同設置した。

開設から3年経過するが、①感染症に強い地域づくり②災害時の医療体制整備③在宅医療福祉の包括的取り組みを優先課題として取り組んできた。

市町村が核となり、横断的・重層的な地域づくりに取り組んできた経過を報告する。

II 須高地域医療福祉ネットワーク推進事業について

1 須高地域の特性

三市町村は昔から繋がりが強い地域である。三師会も須高地域をエリアとしている。医療機関は、急性期病院の県立須坂病院・回復期病院の新生病院・慢性期病院の轟病院・診療所（内科48・歯科28）・調剤薬局26

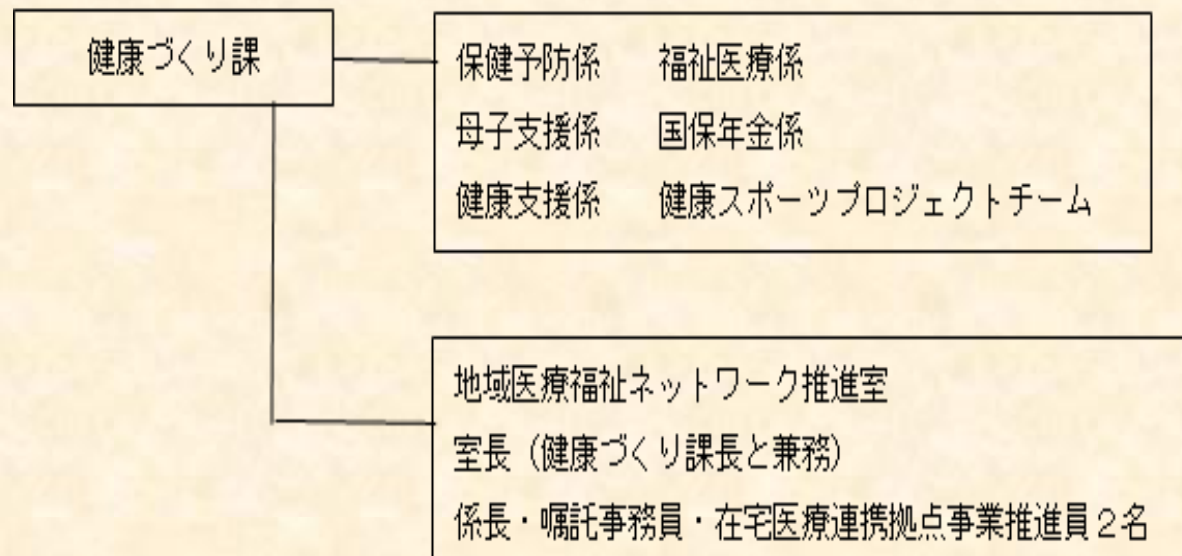
2 組織と予算

・室は須坂市健康づくり課に附置し、事務室は須高医師会館内の1室を借りている。



平成22年4月

須高医師会館で、三木須坂市長（左）と、大峽医師会長（右）



- ・ 予算：三市町村の人口割りの負担金による。年間予算額約350万円

3 須高地域医療福祉推進協議会の設置

平成22年8月10日実施要綱制定し、効率的な運営のために協議会を設置する。事務局は地域医療福祉ネットワーク推進室が担う。

須高地域医療福祉ネットワーク推進事業実施要綱

須坂市・小布施町・高山村の須高地域は、昔から街道を中心として公益事業や文化等の繋がりが強い地域です。

こうした歴史を背景に、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の団体も、三市町村を区域として取り組みが行われ、組織力も強く、住民が協調するネットワークも存在している地域です。

須高地域が今後更に住民の安心・安全を支える地域に発展するために、住民及び関係機関と共に地域医療福祉のネットワーク推進事業に取り組むものである。

（目 的）

第1 住民が住み慣れた地域で、安心して健やかに生活できることを目指した地域医療福祉のネットワーク構築の推進を図ることを目的とし、須高地域医療福祉ネットワーク推進事業の運営について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2 事業の実施主体は、須坂市・小布施町・高山村（以下「須高三市町村」という。）とする。

（事業内容）

第3 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）感染症（新型インフルエンザ等）及び災害時の医療体制整備
- （2）医師・看護師不足に対する取り組み

- (3) 退院支援・在宅医療福祉の包括的取り組み
- (4) 保健・医療・福祉関係者等の資質向上を図るための研修及び啓発に関すること。
- (5) 救急医療体制の整備
- (6) 5疾病(癌・脳卒中・心疾患・糖尿病・精神疾患)の重症化予防
- (7) その他必要と認める事項に関すること。

(推進協議会)

第4 この事業の効率的な運営を図るため、須高地域医療福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、次に掲げる関係機関、関係団体等(以下「関係機関等」という。)をもって組織する。

- (1) 須高三師会(須高医師会、須高歯科医師会、須高薬剤師会)
- (2) 長野保健福祉事務所
- (3) 須高三病院(県立須坂病院、新生病院、轟病院)
- (4) 須高地区介護保険サービス事業者
- (5) 須高地区居宅介護支援事業所
- (6) 須高地区訪問看護ステーション
- (7) 須高三社会福祉協議会
- (8) 須高行政事務組合
- (9) 須坂市消防本部
- (10) 須高三市町村(須坂市、小布施町、高山村)
- (11) その他必要とする関係機関

(理事会)

第5 協議会には、下記の者からなる理事会を置くものとする。

- (1) 須高医師会長
- (2) 須高歯科医師会長
- (3) 須高薬剤師会長
- (4) 長野保健福祉事務所長
- (5) 県立須坂病院長
- (6) 新生病院長
- (7) 轟病院長
- (8) 須高地区介護保険施設の代表
- (9) 須高地区訪問看護ステーションの代表
- (10) 須坂市長
- (11) 小布施町長
- (12) 高山村長
- (13) 須坂市副市長
- (14) 小布施町副町長
- (15) 高山村副村長

2 理事会は、協議会の議決機関であって、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を協議する。

(1)事業計画及び事業実施状況に関すること。

(2)事業の評価及び見直しに関すること。

(3)その他重要な事項

3 理事会は必要に応じて第8に定める委員の出席を求めることができる。

(役員の選任)

第6 理事会役員の選任は、下記によるものとする。

(役員の職務)

第7 役員の職務は、次のとおりとする。

(1)会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3)理事は、会の運営にあたる。

(専門委員会)

第8 第3に掲げる事業を具体的に進めるため、専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

2 専門委員(以下「委員」という。)は関係機関等から推薦された者40人以内で構成する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により選出する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め意見を聴くことができる。

（役員及び委員の任期）

第9 役員及び委員の任期は、2年間とするが、初年度の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第10 須高地域医療福祉ネットワーク推進事業の推進に関する事務を処理するために、事務局を須坂市健康福祉部健康づくり課地域医療福祉ネットワーク推進室に置く。

（その他）

第11 この要綱に定めるものの他必要な事項は、須高三市町村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

須高地域医療福祉推進協議会

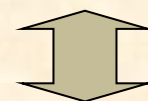
(平成22年8月10日設置)【順不同】

【構成団体】

- | | |
|----------------|------------------|
| ◎須高医師会 | ◎須高歯科医師会 |
| ◎須高薬剤師会 | ◎長野保健福祉事務所 |
| ◎県立須坂病院 | ◎新生病院 |
| ◎轟病院 | ◎須高地区介護保険サービス事業者 |
| ◎須高地区居宅介護支援事業所 | ◎須高地区訪問看護ステーション |
| ◎須坂市社会福祉協議会 | ◎小布施町社会福祉協議会 |
| ◎高山村社会福祉協議会 | ◎須高行政事務組合 |
| ◎須坂市消防本部 | ◎須坂市 |
| ◎小布施町 | ◎高山村 |

【役員】

- | | |
|---------------|------------------|
| 会 長 須坂市長 | |
| 副会長 小布施町長 | |
| 副会長 高山村長 | |
| 副会長 須高医師会長 | |
| 理事 須高歯科医師会長 | 理事 須坂市副市長 |
| 理事 須高薬剤師会長 | 理事 小布施町副町長 |
| 理事 長野保健福祉事務所長 | 理事 高山村副村長 |
| 理事 県立須坂病院長 | 理事 介護保険施設の代表 |
| 理事 新生病院長 | 理事 訪問看護ステーションの代表 |
| 理事 轟病院長 | |





【第1専門委員会】

◎感染症及び大規模災害時の医療体制整備について

◎医師・看護師不足に対する取り組みについて

- ・須高医師会
- ・長野保健福祉事務所
- ・県立須坂病院
- ・須高薬剤師会
- ・須高歯科医師会
- ・須坂市消防本部
- ・須高行政事務組合
- ・須高三社会福祉協議会
- ・須高三市町村教育委員会関係
- ・須高三市町村危機管理担当



【第2専門委員会】

◎在宅医療福祉について

- ・須高医師会
- ・須高歯科医師会
- ・須高薬剤師会
- ・県立須坂病院
- ・新生病院
- ・轟病院
- ・須高地区訪問看護ステーション
- ・須高地区居宅介護支援事業所
- ・須高地区介護保険施設
- ・須坂市地域包括支援センター
- ・小布施町在宅介護支援センター
- ・高山村地域包括支援センター
- ・須高三社会福祉協議会
- ・須坂市消防本部

4 感染症に強い地域づくりへの取り組み

【摸索】平時から感染症予防の視点に立った事業が行われていないという課題に気づき、神戸市に視察実施。

【共有】早期探知の体制構築と感染対策意識が高い地域づくりが必要。

【事業化】須高地域感染症早期探知システム(安心ネット)実施要領制定。

須高地域感染症早期探知システム(安心ネット)実施要領

第1 目 的

平時から、須高地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、介護保険施設、社会福祉施設等で病欠や発熱、下痢、嘔吐などの症状の情報集積を行い、感染症発生のサインを的確かつ早期に探知し、予防対策に迅速に繋げることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、地域医療福祉ネットワーク推進室(須坂市・小布施町・高山村で設置。以下「ネットワーク推進室」という。)とする。

第3 感染症早期探知を実施する機関・施設

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 幼稚園 | (6) 介護保険施設(入所施設) |
| (2) 保育園 | (7) 社会福祉施設(入所施設) |
| (3) 小学校 | (8) その他必要な施設 |
| (4) 中学校 | |
| (5) 高等学校 | |

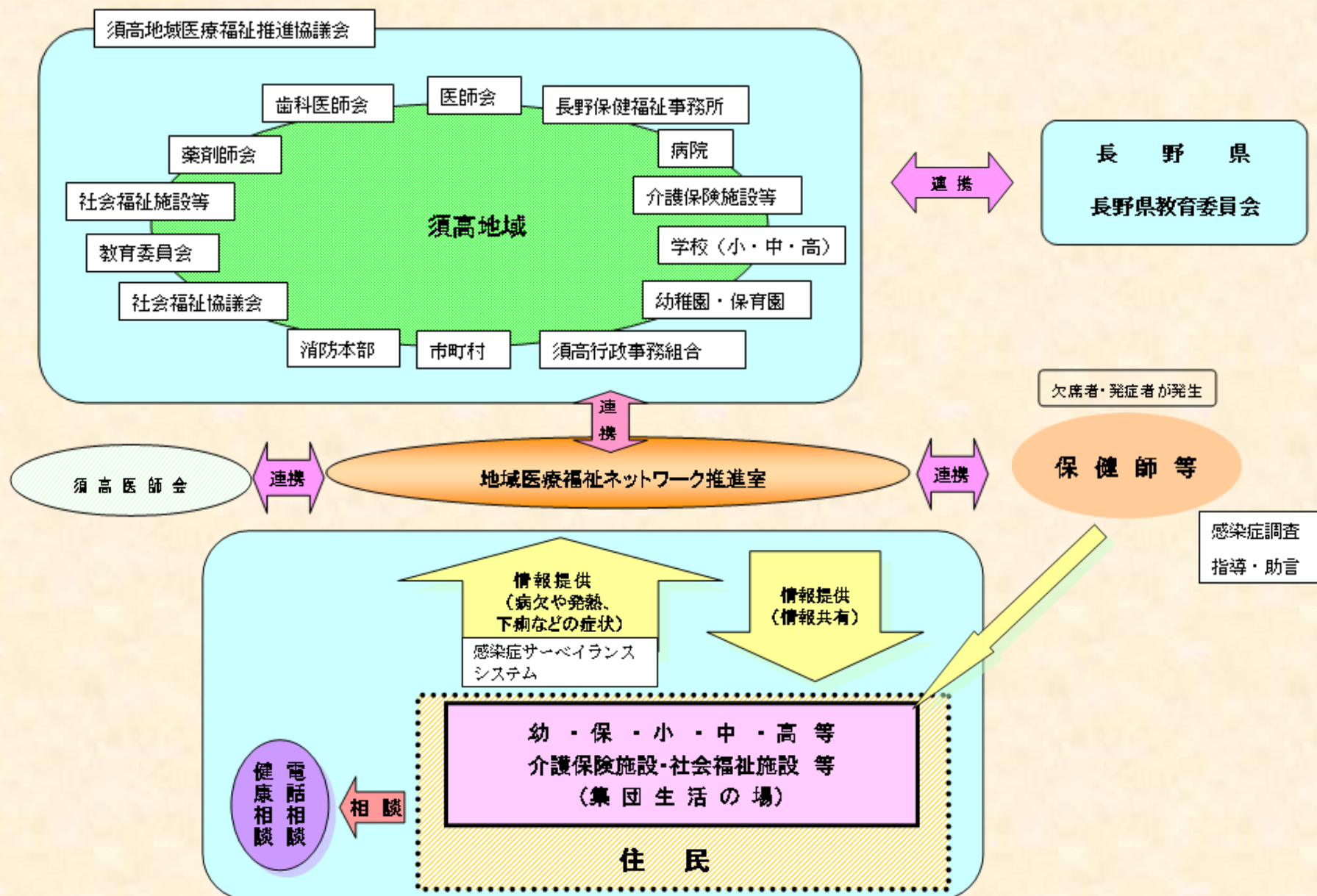
第4 実施の概要

- (1) 第3で定めた機関・施設(以下「関係機関等」という。)は、感染症サーベイランスシステムにより、欠席者・発症者情報を提供する。
- (2) ネットワーク推進室は、感染症サーベイランスシステムを通じて常時情報集積を行い、関係機関等へ情報提供(予防方法等の啓発など)を行う。
- (3) ネットワーク推進室は、欠席者・発症者が発生した場合は、必要に応じて保健師等を関係機関等へ派遣して発生状況を確認し、早期対応を図る。
- (4) ネットワーク推進室は、欠席者・発症者が拡大する恐れがあると判断したときは、須高地域医療福祉推進協議会を開催し、対策について協議する。

附 則

この要領は、平成22年12月10日から施行する。

須高地域感染症早期探知システム(安心ネット) —地域の流行状況に応じた早めの対策を可能にする—



(1) 安心ネットの活用による感染対策について

①入力状況と情報集積

- ・保育園18園・幼稚園5園・小学校13校・中学校6校
- ・高齢者施設5施設が毎日入力し、地域医療福祉ネットワーク推進室で毎日情報集積し、入力機関と関係機関に情報提供。

②感染予防に役立てるための情報提供

ア)住民向けに三市町村のホームページに掲載（携帯電話からのアクセス可能）。また、ホームページ情報を地元須高ケーブルテレビと連携し、毎日放映する。

イ)地域内で感染症拡大防止のために、集積した情報を『感染症情報』として集団生活の場にメール送信する。



平成22年12月17日
安心ネット入力説明会



平成24年12月18日
感染症予防研修会

(2) 感染対策意識向上のための研修会開催

高齢者施設職員・学校関係者等を対象に毎年開催。

(3) 地域包括医療協議会支部須高地区協議会との連携で、47機関に手洗い用液体
泡石鹼配布。手洗いチェッ
カーの寄贈と貸し出し。(予算額約60万円)

(4) 三市町村各々が子どものインフルエンザ接種費用助成の実施。

5 在宅医療福祉の包括的取り組み

(1) 第2専門委員会について

- ・各機関からの推薦委員の中から委員長・副委員長を選出。
- ・定例開催する。多職種が一つのテーブルに集まる。

(2) 平成22年度事業 :【住民に在宅療養を支える体制があることを伝えたい。】

- ①『須高地域で安心して医療・介護を受けるために』の番組を作成し放映する。
(地元ケーブルテレビに依頼)
番組をDVD化し、関係機関に配布しPRしてもらう。
- ②全国的取り組みの研修会に参加し、財団の補助事業に申し込む。



(3) 平成23年度事業:【住民に在宅療養について知らせる】

- ①『須高地域で安心して医療・介護・福祉が受けられるために』の冊子を3,000部作成、住民に配布。(財団の補助金活用)



- ②須高地域医療福祉シンポジウムの開催(平成24年2月25日)

テーマ: 病院から自宅へ、そして看取りまで支える

内容: 講演会とシンポジウム

※在宅で看取りができる須高地域にしよう・・・と委員会内でビジョンの共有ができた



須坂市・小布施町・高山村

1 須高地域医療福祉推進協議会の設置目的

住民が住み慣れた地域で、安心して健やかに生活できることを目指した地域医療福祉のネットワーク構築の推進を図ることを目的とする。

【事業内容】

介護支援専門員（ケアマネ）の資格を持つ看護師及び医療ソーシャルワーカーを地域医療福祉ネットワーク推進室に配置し、以下の事業に取り組む。

1 効率的な医療提供のための多職種連携

(1) 退院前カンファレンスへの参加

- ・須坂病院 9月13日（木） 9月14日（金）
- ・新生病院 9月26日（水）

(2) カンファレンスへの参加

- ・須坂病院 第2・4木曜日
- ・新生病院 毎週火・木曜日

(3) 第2専門委員会以外の会議への出席

① 3病院と包括支援センター、福祉担当者会議の開催

8月29日(水) 出席者22人

協議事項・介護申請に伴う疑問について

- ・ターミナル患者が安心して在宅できる方法について
- ・認知症の対応について

11月28日(水) 出席者14人

協議事項・須高地域在宅医療の取り組みについて報告

- ・住民が不安なく在宅医療を受けるには

② 須高地域医療・福祉施設栄養関係職員連絡会の開催

10月3日(水) 出席者21人

協議事項・嚥下食や栄養剤についての情報交換

③ 地域ケア会議、ケアマネ研修会等への参加



須高地域医療・福祉施設栄養関係職員連絡会

2 多職種連携の課題に対する解決策の抽出

(1) 第2専門委員会(在宅医療福祉)の開催(毎月)

5月31日(木)出席者21人
6月28日(木)出席者19人
7月19日(木)出席者13人
8月23日(木)出席者16人
9月20日(木)出席者15人
10月18日(木)出席者18人
11月15日(木)出席者21人
12月13日(木)出席者15人



第2専門委員会

- 協議事項
- ・在宅医療連携拠点事業について
 - ・平成24年度事業計画について
 - ・看護師と医療ソーシャルワーカーの取り組みについて
 - ・嚥下困難高齢者の食事支援について
 - ・事例検討会「患者さんを中心として、関係機関が専門性を発揮して連携するには」
 - ・事例検討会「重症化予防にむけた療養プランの取り組みについて」
 - ・須高地域医療福祉を考えるつどい開催について
 - ・事前指示書(リビングウィル)の取り組みについて

(2) 須高地域医療福祉推進協議会理事会の開催
(年1回)

7月26日(木)出席者12人

協議事項

- ①平成23年度事業報告及び決算報告について
②平成24年度事業計画案及び予算案について



理事会

3 在宅医療に関する地域住民への普及啓発

- (1) 「かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つ」の普及啓発
市町村広報誌
「在宅医療の充実をめざして」須高3市町村合同特集
(須坂市8月号)

- (2) 須高地域医療福祉を考える集いの開催
11月23日(金)出席者145人 須坂市保健センター
テーマ「自分が望む最期を迎えるために」

話題提供 栗の木診療所 院長 内 坂 徹 様
 県立須坂病院 院長 齊 藤 博 様
 須坂市民生児童委員協議会

会長 大日方 延男 様

映画上映「エンディングノート」



須高地域医療福祉を考える集い

4 在宅医療に従事する人材育成(各種研修会の開催)

- (1) 10月13～14日 都道府県リーダー研修会出席 (東京都)
- (2) 2月11日 長野県地域リーダー研修会へ講師派遣(長野市)
- (3) 嚥下困難者の食事介助研修会

7月19日(木)出席者52人

演題 「誤嚥を防ぐ食事介助の方法」

講師 須坂病院 北田将大 言語聴覚士



嚥下困難者の食事介研修会

5 在宅医療従事者の負担軽減の支援

- (1) 須高地域在宅医療連携支援研究会

7月18日(水) 出席者19人

協議事項・事業説明について

・今後の具体的な進め方

10月25日(木) 出席者14人

協議事項・今後の方向について

- (2) 在宅医療推進に関する研究会【須高医師会】

8月23日(木) 出席者19人

協議事項・在宅医療推進について

・ICTを活用した情報共有システムについて

9月25日(火) 出席者21人

協議事項・活動にあたっての機能の具体的実践のイメージについて

・強化型の試行について

(3) 須高訪問看護連絡会【訪問看護ステーション】

6月21日(木) 出席者8人

協議事項・訪問看護情報の共有化について

10月22日(月) 出席者10人

協議事項・ICTの連携参加について

(4) 在宅医療連携関係者会議

【病院・医師会・訪問看護ステーション】

11月8日(木) 出席者19人

協議事項・情報共有について

12月3日(月) 出席者17人

協議事項・須高地域における在宅医療連携体制について
・情報共有方法について

(5) 研修会

10月22日(月) 出席者12名

内容 ・米沢市における取り組みについて

6 災害発生時に備えた対応策の検討

9月14日(金) 災害時の備品(発電機・吸引器)について

10月5日(金) 発電機(ガス使用)の購入について

11月5日(月) 発電機(ガス使用)のデモンストレーション

12月7日(金) 入札 発電機10台

2月中に発電機貸出 須高管内人工呼吸器使用者 2台

須坂市3台配置 小布施町3台配置 高山村2台配置

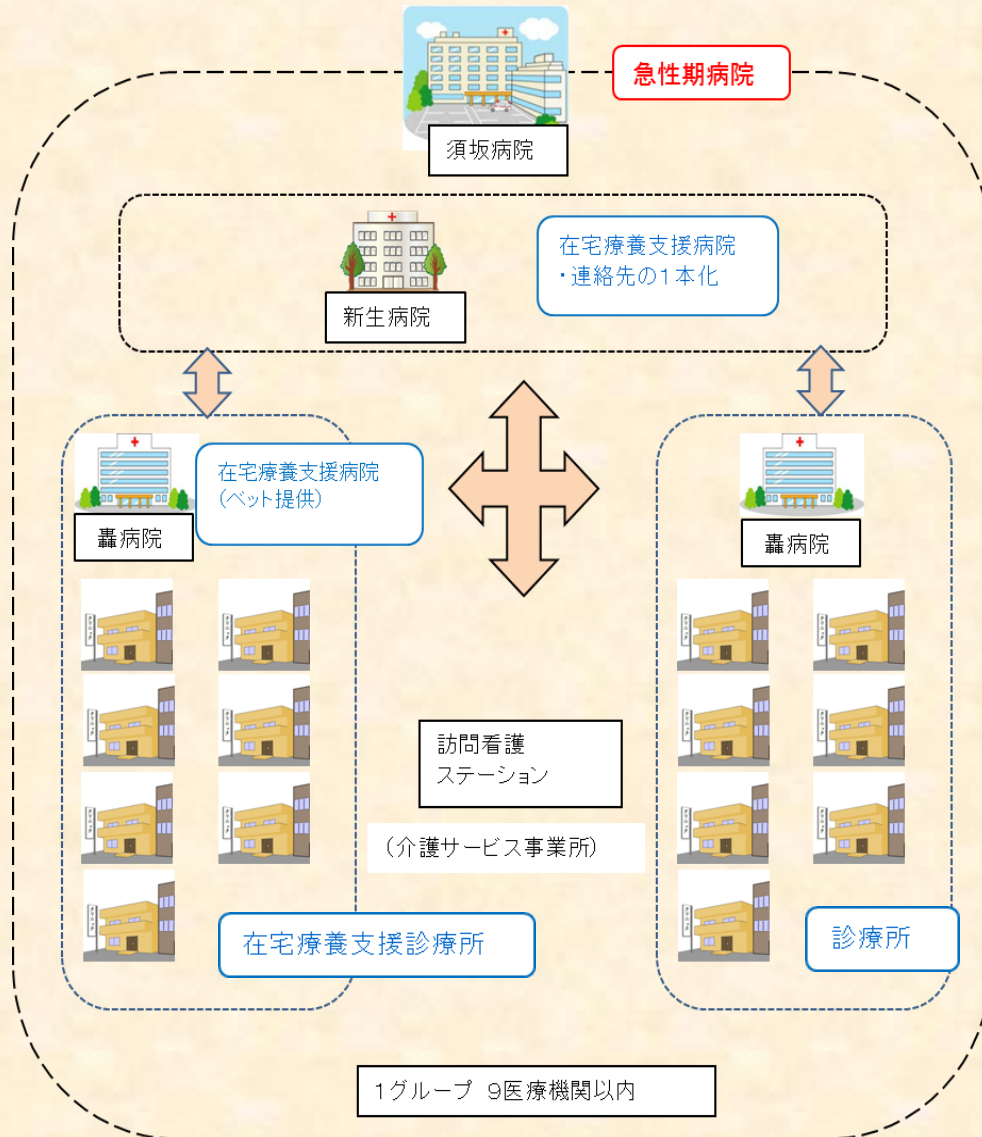


須高地域在宅医療連携支援研究会



須高地域における在宅医療推進体制について

平成24年4月から須坂市・小布施地・高山村の三市町村が厚生労働省「在宅医療連携拠点事業」に採択され、須高医師会及び三病院・訪問看護ステーションと共に在宅医療推進体制について検討をしてきました。



連携のメリットと方法

【在宅医療の推進】

◎住み慣れた地域で、安心して在宅医療が受けられる社会を目指す。

↓
◎1人での在宅診療は難しい。(主治医不在の時は、他の医師が輪番制で支えあう体制が必要)

◎グループでの対応が望ましい。

↓
◎グループでの対応には、診療情報・訪問看護情報等の情報共有化が必要

↓
◎現在の輪番制を、看取りだけでなく、在宅診療に対応できる体制にしていく

【メリット】

◎診療報酬の改定(24年4月)

◎主治医がいらない時に、輪番制で支えあうことができる。

◎訪問看護ステーションの看護師に訪問していただくことができる。

◎24時間対応の在宅医療体制ができる。

◎情報の共有化により、緊急時の対応がスムーズにできる。

【在宅療養支援病院のサポート】新生病院・轟病院

◎緊急入院ベッドの確保

◎訪問診療が困難な診療所のサポート

【情報共有方法】

◎インターネット回線を使って行う。

【輪番制との整合】

◎今まで実施してきた、輪番制を移行していく。

平成24年度 須高地域の在宅医療の連携（案）

訪問診療情報・訪問看護情報の共有化

◎訪問診療情報・訪問看護情報の共有化

【日常の療養患者の急変時の対応、看取り】

- ・24時間対応（夜間・緊急時）の在宅医療提供体制の構築
- ・チーム医療を提供するための情報共有システムの整備



在宅医療現場



タブレットにより情報
入力・確認



須坂病院・新生病院・毒病院

インターネット回線



須坂市・小布施町・高山村

訪問診療情報・訪問看護情報 共有化(クラウド化)

基本情報（案）
氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・緊急連絡先等
医療情報（案）
かかりつけ医・病名・病歴・処方内容・処置・最期の対応（看取りor延命）等
介護情報（案）
要介護度・利用サービス等

- ・緊急時に情報を確認できる。
- ・退院後の患者が、どのような状況か確認できる。

- ・主治医の指示が確認でき、ケアに活かすことができる。



診療所

- ・関わっている医師が情報を見る事が出来る。



訪問看護ステーション